

決算書の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>公益財団法人 大阪府漁業振興基金</p>	<p>平成26年度の決算書において、以下のとおり、公益法人会計基準等に準拠していない会計処理や決算書の表示誤りが見受けられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 貸借対照表上、回収期限が貸借対照表の翌日から起算して1年を超えて到来する貸付金（189,307,024円）は、固定資産の部に長期貸付金として表示する必要があるにもかかわらず、流動資産の部に計上していた。 投資有価証券（5,848,560,308円）は、保有目的によって会計処理が異なるため、取得時に保有目的を決定・明確化し記録する必要があるにもかかわらず、保有目的の文書等が作成・保存されていなかった。 財務諸表の注記において、消費税及び地方消費税の会計処理に関する注記をしていなかった。 	<p>貸付金に係る計上科目については、回収期限に応じた処理を実施されたい。また公益法人会計基準などを正しく理解し、投資有価証券の保有目的を取得時に文書化するとともに、財務諸表の注記において、消費税及び地方消費税の会計処理を記載し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公益法人会計基準】 第2 貸借対照表 2 貸借対照表の区分 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び正味財産の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に、正味財産の部を指定正味財産及び一般正味財産に区分しなければならない。 （中略） 3 資産の貸借対照表価額 （中略） (3) 満期まで所有する意思をもって保有する社債その他の債券（以下「満期保有目的の債券」という。）並びに子会社株式及び関連会社株式については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。 （中略） 第5 財務諸表の注記 財務諸表には、次の事項を注記しなければならない。 (1) （略） (2) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針 （以下略）</p> </div>	<p>平成27年度決算書から、回収期限が1年を超えて到来する貸付金について、固定資産の部（長期貸付金）に計上した。</p> <p>また、同様に投資有価証券は、取得時に保有目的等を文書で作成・保存している。</p> <p>消費税等については、財務諸表に注記として記載した。</p> <p>今後は、公益法人会計基準等に沿って適正な事務処理を行っていく。</p>

		<p>【「公益法人会計基準」の運用指針】</p> <p>13. 様式について 財務諸表、附属明細書及び財産目録を作成する場合には、概ね以下の様式によるものとする。 (中略)</p> <p>(4) 財務諸表に対する注記 財務諸表に対する注記については以下の表示による。 (中略)</p> <p>2. 重要な会計方針 (中略)</p> <p>(6) 消費税等の会計処理</p>	
--	--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成27年12月4日）